

草津線地域サポーター支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県草津線複線化促進期成同盟会会長（以下「会長」という。）は、草津線複線化に資するため、沿線地域の団体等が草津線の利用促進を主たる目的として取り組む事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象団体等)

第2条 補助金の交付対象となる団体および事業は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費、補助率および補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

(交付申請および添付書類)

第4条 補助金交付対象団体が、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。なお、会長が必要と認めるときは構成団体と協議を行い承認することができる。

(事業の変更)

第5条 補助金の交付決定通知を受けた場合であって、事業の計画を変更もしくは中止し、または廃止しようとするときは、会長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。

2 会長は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、または条件を付けることができる。

(実績報告)

第6条 補助金交付対象団体が補助事業を完了したときは、事業が完了した日から1か月以内に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書（様式第4号）

(2) 事業実績書（様式第5号）

(3) 収支決算書（様式第6号）

(4) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による実績報告書を受理したときは、事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金の額の確定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払いにより交付するものとし、補助金交付対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(関係書類の備え付け)

第8条 事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 会長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部もしくは一部を取消し、返還を命ずることができる。

- (1) 本規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 7月20日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助金交付対象団体	補助金交付対象事業
① 草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、三重県伊賀市いずれかの市町に所在する市民団体	草津線の利用促進に資すると認められる、草津線沿線等での取り組み事業。
② 草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、三重県伊賀市のいずれかの市町に事業所等のある団体	草津線の利用促進に資すると認められる、草津線沿線等での取り組み事業。

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
① 別表 1 の補助金交付対象事業における必要と認める経費。	8 / 10 以内	150 千円
② 別表 1 の補助金交付対象事業における必要と認める経費。	5 / 10 以内	150 千円